

県外本店の営業所等の本店扱い認定基準（建設工事）（※営業所等に求める要件）

分類 番号	建設工事		
	土木一式	とび・土工・コンクリート	法面工事のみ【地すべり工事を除く】 (とび・土工・コンクリート)
	基礎条件は、営業所等の営業形態を判断する項目で全ての業種に共通するものです。		
基礎 条件	1	令和7-4年3月1日現在で営業所等開設後、一定の年月が経過していること。（連続20年以上） 納税の事実があり、営業実態が確認できること。	
	2	長野県に在住する自社社員が10名以上営業所等に常勤しており、施工体制が整備されていること。（注1）（注2）（注4）	
	3	過去4年間に営業所等が管轄する区域において、それぞれの業種の元請として、かつ担当した主任（監理）技術者が申請営業所等に在籍していた社員である県工事の施工実績（令和3平成30年4月1日から令和7-4年3月31日までに竣工した工事の実績）があること。（注6）	
	4	それぞれの業種の入札参加資格を有する営業所等であること。	
技術 者	5	長野県に在住する主任（監理）技術者が2名以上常勤（令和7-4年3月1日現在で3か月以上連続して雇用していること）していること。（注3）	
	6		長野県に在住するのり面施工管理技術者、グラウンドアンカー技士・施工士、地すべり防止工事士、地質調査技士のいずれかが勤務していること。（主任技術者との重複可）
機械 力	7	<p>自社名義又は長期リース（3年以上）の機械（バックホウ、モーターグレーダー、ブルドーザーなど掘削、押土、積込み、整地用の土工工事用機械。ただし、土砂運搬自動車及び貨物自動車は除く。）を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあること。（注4）</p> <p>自社名義又は長期リース（3年以上）の機械（バックホウ、ブルドーザーなど掘削、押土、積込み、整地用の土工工事用機械及びクレーンなどとび・土工・コンクリート工事用機械。ただし、土砂運搬自動車及び貨物自動車は除く。）を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあること。（注4）</p>	<p>自社名義又は長期リース（3年以上）の法面工事用の機械（ただし、土砂運搬自動車及び貨物自動車は除く。）を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあること。（注4）</p>
専門 性	8		<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>○入札参加資格の付与通知で法面処理の資格点数を有すること。（経営事項審査で法面処理を受け、長野県の入札参加資格で法面処理を「とび・土工・コンクリート」に含めて申請した場合。）</p> <p>○完成工事高全体に占める法面処理の割合が10%以上で、かつ完工高（法面処理）5億円以上であること。 【最新の総合評定値通知書における完成工事高】</p>
貢献 性	9	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>○令和2、3、4、5、6年度のいずれかに、営業所等のある建設事務所管内で県又は市町村発注の除雪業務を受注していること、又は小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約若しくは除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約を締結している者のうち、道路除雪業務を担当している者（ただし、共同企業体にあつてはその構成員を含む。）。（注5）</p> <p>○令和2、3、4、5、6年度のいずれかに土木施設小規模補修工事の当番に登録^{※1}していること、又は小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約を締結^{※2}していること（ただし、共同企業体にあつてはその構成員を含む。また、共同企業体の場合、除雪業務のみに従事する者として構成員になっている者は除く。）。</p> <p>※1 登録していない場合にあつては、令和8-5年度以降の当番申請を行う意志がある場合も可。この場合、有効期間は令和8-5年度以降の当番登録申請期間初日から。</p> <p>※2 締結していない場合にあつては、令和8-5年度以降の土木施設小規模補修工事の当番登録に代わる施工体制確認型契約（包括JV）に参加表明を行う意志がある場合も可。この場合、有効期間は令和8-5年度以降の施工体制確認型契約の参加表明期間初日から。</p>	
入札 参加 可能 業種		・土木一式	・とび・土工・コンクリートのうちの法面工事【法面において施工する法枠工等のみの工事（コンクリート擁壁などを含むものを除く）、地すべり工事を除く】
		ただし、上記5に定めた当該営業所等に常勤する技術者が、主任（監理）技術者として配置できる工事に限る。	

（注1） 長野県に在住とは、令和7-4年3月1日現在、長野県内に在住し県内市町村に住民票があることをいいます。

（注2） 自社社員及び技術者については、健康保険（社保）の被保険者であることが必要です。

（注3） 主任（監理）技術者とは、建設業法第26条及び第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者をいいます。

（注4） 『連結財務諸表原則』の定義に該当する連結子会社の社員、機械を含みます。（ただし建設関連産業に限る。）

（注5） 道路除雪又は融雪剤散布を対象とし、春山除雪は除きます。

（注6） 「小規模補修工事の当番による工事」及び「小規模維持補修工事」の実績については、認定申請する各業種ごとに1件以上の実績が必要です（同一の工事をもって複数の業種の実績とは認めません。）。また「標識設置のみ」のような簡易なものは除きます。